

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月
② 昭和52年7月

申立期間①は未納、申立期間②は未加入とされているが、当時は母親に国民年金の加入手続や保険料の納付をしてもらっていたので、当該期間についていずれも保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、当該期間直前の昭和50年4月から51年3月までの保険料は52年2月から同年5月までの4か月間に、毎月3か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、保険料の未納期間の解消に努めていたことがうかがえる上、申立期間①以外に未納期間は無いことから、1か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月から60歳到達時の50年*月までの保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人が所持する年金手帳、市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれにおいても、当該期間に申立人が国民年金に加入していたことが確認できない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、国民年金保険料を過年度納付する場合、納付期限が早く到来する保険料から納付することが一般的であるところ、特殊台帳によると、申立期間②直後の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料は、同年7月に一度に過年度納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間②に係る納付記録が確認できないことから、当該保険料を納付した時点で申立期間②は未加入期間であったため保険料を納付することができ

なかったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日は、昭和51年3月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月から同年6月までは9万2,000円、同年7月から51年2月までは11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から51年3月1日まで

A社に昭和51年2月29日まで勤務していたにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険の被保険者資格喪失日は50年3月1日とされている。

厚生年金基金連合会から送付された通知書によると、A厚生年金基金の加入員期間は昭和46年10月1日から51年3月1日までと記載されているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社から提出された人事記録により、申立人は申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたと認められる。

また、企業年金連合会から提出された申立人に係る「中脱記録照会（回答）」及びA厚生年金基金から事業を引き継いだC企業年金基金の回答によると、申立人のA厚生年金基金の加入員資格喪失日は昭和51年3月1日であることが確認できる上、C企業年金基金は、「A厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への被保険者資格取得及び喪失に係る届出書は複写式であった。」と回答している。

さらに、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格喪失日欄には「昭和50年3月1日」と記載されているにもかかわらず、標準報酬月額の変せん欄では同年7月の随時改定処理が確認できる上、資格喪失の受付年月日欄には51年2月27日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年3月1日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「中脱記録照会（回答）」及び被保険者名簿の記録から、昭和50年3月から同年6月までは9万2,000円、同年7月から51年2月までは11万8,000円とすることが妥当である。

栃木国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から53年11月まで
昭和53年12月に、A県B町役場で国民年金の任意加入手続をした際、窓口担当者から「お父さんが納めてくれていましたね。」と言われ、父からも保険料を納めていた話を聞いたことがあるので、申立期間について納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、「父が納付してくれていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の実家のあるC市（現在は、D市）において申出人に対し手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない上、同市では「申立人に係る国民年金関係の記録及び参考資料は見当たらない。」としている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びB町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和54年1月に同町において払い出されたことが確認できるため、申立期間は未加入期間であり納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手続を行っていたとする父親は、既に他界していることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1830

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 25 日から平成 18 年 11 月 1 日まで
日本年金機構から、A社での標準報酬月額が遡及訂正されている可能性があるとの通知を受け取り不安を感じたが、海外での勤務期間が長かったため、遡及訂正の疑いがある期間だけではなく、同社での在職期間全体の標準報酬月額に不安があるので、調査の上、誤って記録されている期間があれば訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 7 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、62 年 7 月から同年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 63 年 9 月までは 41 万円と記録されていたところ、同年 8 月 12 日に 62 年 8 月から 63 年 9 月までを 36 万円に、同年 9 月 7 日に 62 年 7 月を 44 万円に、いずれも遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る給与支給明細書によると、当該期間の保険料控除額は、昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に、同年 7 月から同年 9 月までは同 36 万円にそれぞれ見合う金額であり、当初から訂正後の標準報酬月額に見合う金額、又はそれ以下の金額であったことが確認できる。

また、当該事業所は、「報酬月額は、海外勤務時には現地で支給される金額と国内支給分とを合算して届け出ていたが、保険料控除額は国内支給分のみを計算の基礎とし、差額分（海外での支給分）に対する保険料については会社が負担していた。」と回答しているところ、当該事業所から提出された人事記録によると、当該期間は申立人が国内勤務していた時期と符合する上、昭和 63 年 7 月（昭和 63 年 8 月支給給与分）からオンライン記録と保険料控除額が一致することから、当該遡及訂正処理は、当該事業所が同年 10 月の定

時決定の事務処理を行う際に、誤りに気づいて訂正を行った可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成 16 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、給与支給明細書により、オンライン記録から判断できる保険料控除額を上回る保険料控除があったことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間において厚生年金保険の最高等級の標準報酬月額に達していることが確認でき、それを超えて記録を訂正することができない。

その上、上記の昭和 62 年 7 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間及び平成 16 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間を除く申立期間のうち、オンライン記録から判断できる保険料控除額と給与支給明細書で確認できる保険料控除額に差異が認められる期間は、いずれも海外勤務期間であったことが人事記録により確認でき、給与支給明細書で確認できる保険料控除額は、いずれの期間もオンライン記録から判断できる保険料控除額を下回っている。

加えて、当該事業所では、提出した給与支給明細書は国内支給分のみであるとしており、海外支給分の支給額及び保険料控除額については、当該事業所及び申立人ともにそれを確認できる資料は無いとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。